

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取り組みについて</p> <p>要 旨 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつである御所野遺跡の世界文化遺産登録に向けて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 御所野遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、ユネスコの世界遺産暫定リスト一覧表に登録され、現在、構成資産及び関連資産の所在する4道県及び14市町において協定を結び、登録に向けて積極的に活動しております。登録されたあかつきには、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—(平泉町)」、「明治日本の産業革命遺産—製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石市)」に続く県内3つ目の世界文化遺産登録となり、岩手県の豊かな文化を広く国内または世界に知らしめるまたとない機会となります。</p> <p>県におかれましては、すでに縄文フォーラムの開催や教育旅行の誘致等に取り組んでいただいているところであり、今後見込まれる観光客の増加に対しては駐車場および物販やガイド機能等を備えた拠点施設などの受入体制を早急に整える必要がございます。御所野遺跡が縄文遺跡群の南の玄関口として認知されれば、そこから県内他地域への波及効果も期待できるものと見込んでおります。しかし、これまで国県の支援を受け縄文公園を整備してきましたが、町単独でさらなる整備を行うには厳しい状況です。</p>	<p>1 県(教育委員会)では、御所野遺跡の国庫補助事業の対象となる発掘調査、整備事業等について、平成22年度から県費のかさ上げ補助を実施し、世界遺産登録に向け整備を行っているところです。なお、御所野縄文公園の周辺整備については、登録後の環境変化等を踏まえつつ、その要否について貴町と情報を共有しながら検討していきます。</p> <p>(B) また、御所野遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値を理解するとともに縄文の雰囲気を感じることが出来る重要な資産であると認識しているところです。要望いただきました、世界遺産センターの整備については、関係自治体で構成する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」の包括的保存管理計画に、情報発信拠点施設の整備が位置付けられていることから、まずは、世界遺産登録に向けた取組の進捗に応じて、推進本部の場において関係自治体間で検討を進めていくことが重要と考えております。(C)</p> <p>2 北海道・北東北の縄文遺跡群の「御所野遺跡」については、県北地域における有望な観光素材の一つとして認識しており、観光ガイドブックや「いわて旅地図」に掲載し、認知度の向上に努めるとともに、「平泉」、「橋野鉄鉱山」とともに、世界遺産及びその候補のうち、複数を周遊する旅行商品の造成を支援するなど、広域周遊の促進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとした広域周遊の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。(A)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部、県北教育事務所</p>	<p>A, B, C</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>また、遺跡の調査研究のみならず保存活用にあっても多額の費用を要し、国からの補助を受けてなお財源の確保が町財政の課題となっております。</p> <p>さらには、町内において街灯フラッグの設置やラッピングバスの運行等により住民への周知を図っているところですが、県全体に対して周知活動を行うことができず県民の認知度を高めるまでに至っておりません。</p> <p>つきましては、世界文化遺産への早期登録に向けたさらなる運動を推進していただきますとともに、県内唯一の構成資産である御所野遺跡へのご支援について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 御所野縄文公園の周辺整備に対し、財政的支援を図ること。あわせて、県において世界遺産センターの新設を求めること。</p> <p>2 県南（平泉の文化遺産）、沿岸（橋野高炉跡）、県北（御所野遺跡）と広く県内に分布する世界文化遺産及び遺産候補の地理条件を活かして広域的な観光ルートを確立し、県外国外からの誘客を図ること。</p> <p>3 御所野遺跡の調査研究や保存活用に係る費用に対し、さらなる財政的支援を図ること。</p> <p>4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産早期登録を推進するため、広く周知を行い県民挙げての機運醸成を図ること。</p>	<p>3 県教育委員会では、御所野遺跡における国庫補助事業の対象となる発掘調査、整備事業等に対し、平成22年度から県費のかさ上げ補助を実施し、財政的支援を行っています。（B）</p> <p>4 従来実施してきた4道県等による普及啓発活動に加え、今年度、県単独事業により「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」の2つの世界遺産とともに「縄文遺跡群」についても、世界遺産登録に向けて県民の気運醸成を図るため、県内4広域圏ごとに縄文遺跡群を中心とした世界遺産関連の巡回展等を実施し、普及啓発に取り組んでいきます。（A）</p>			

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 岩手県立一戸病院における泌尿器科外来等の診療再開及び医師確保について</p> <p>要 旨 岩手県立一戸病院における泌尿器科外来等の診療再開並びに常勤の外科、整形外科医師の確保及び精神科医師の増員確保について、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 岩手県立一戸病院は、開設以来、当町の唯一の総合病院として、地域住民の健康増進と医療の確保に大きく貢献していただいております。深く感謝申し上げます。また、医療充実に対する日頃の県当局のご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、一戸病院外来診療は、眼科が平成20年1月から休止となっており、平成27年4月からは泌尿器科の診療が休止されたため、長期的な療養を必要とする人工透析患者は二戸市や盛岡市などへの通院を余儀なくされ、また、移動手段が限られる高齢者にとっては大きな負担となっております。</p> <p>さらに、平成24年5月からは常勤外科医師の不在により外科入院の受け入れがなくなり、平成28年4月からは整形外科が週2日の応援診療になっておりますが、近年は整形外科の受診希望を多く聞くところであります。</p> <p>このように、外来診療体制が縮小されていく状況にあつて、当町山間部では管内基幹病院への搬送に1時間以上要する地区もあり、地域住民は大きな不安を抱えております。</p>	<p>県立一戸病院への泌尿器科医師及び眼科医師並びに整形外科医師の配置については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に困難な状況です。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力医師となる医師の招聘活動に取り組んでいるところであり、平成29年4月から、外科の常勤医師を1名配置し、精神科は常勤医師を1名増員し5名体制としたところです。また、内科についても、6月から常勤医師を1名増員し5名体制としています。</p> <p>引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>県北広域 振興局</p>	<p>保健福祉 環境部</p>	<p>B</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>また、一戸病院は盛岡以北の精神医療の拠点として、北陽病院時代から続く長い歴史を有しておりますが、平成25年5月からは精神科医師不足により精神科救急の常時対応施設から病院群輪番施設に変更されているところであります。</p> <p>すべての地域住民の願いは、住みなれた地域で生き生きとした生活を送ることであります。そのためには医療の維持・確保は不可欠であり、一戸病院での相次ぐ診療体制の縮小に町民は大きな危惧を抱いております。</p> <p>つきましては、泌尿器科外来をはじめ休止等されている診療科の再開並びに常勤の外科、整形外科医師の確保及び精神科医師の増員確保について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>				

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期の事業促進について</p> <p>要 旨 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期の事業促進について、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 当該路線の整備につきましては、県当局のご尽力により、平成29年2月13日に東北地方整備局長の事業認可を受けましたことに対し、深く感謝申し上げます。 当町の市街地は、一級河川馬淵川とIGRいわて銀河鉄道線により東西に分断されており、さらにそれぞれを連絡する道路が隘路であることから、町の発展に大きな障害となっているところであります。 町の東側（新市街地側）には、国道4号、県立一戸病院や町立小中学校、町総合保健福祉センター、町コミュニティセンター・図書館、大型ショッピングセンター「イコオ」、町特別養護老人ホーム及び認知症対応型グループホームが配され、河川と鉄道を挟んだ反対側（町の西側）にも公共施設（役場・体育館・運動公園及び武道場）が配置されております。 このような地形上の理由から、昨年開催された国体なごなた大会においても、大会関係者が利用する大型バスの運行や自家用車を利用する観覧者の国道4号から大会会場までの導線確保に大変苦慮をいたしました。これら主要な公共施設及び商業施設の利便性を高めるためにも、分断されている東西市街地を連絡する幹線道路の早期整備が強く求められているところであります。</p>	<p>一戸都市計画道路上野西法寺線の第三期区間につきましては、今年度に事業に着手したところであり、現在用地測量及び物件調査を進めているところです。今後も貴町の協力を頂きながら早期整備に努めていきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>特にも、町の西側にある一戸町総合運動公園が、平成26年3月28日付けで策定された「岩手県広域防災拠点配置計画」において、二戸エリアにおける後方支援拠点の構成施設として位置づけられたことにより、大規模災害時には自衛隊等活動部隊の大型車両が国道4号から当該施設まで相当数の往来が予想され、現在の隘路な道路状況では、通行に支障を来すことが確実であります。</p> <p>第三期事業が完成すれば、地域の救急医療、防災活動、さらには東西にある各施設へのアクセスが向上することはもちろんのこと、平成25年度に採択していただいた一般県道一戸浄法寺線（中里地区）の整備効果とも相まって、町の西側にある鳥海地区への交通の利便性も飛躍的に向上し、その効果が大きい期待されるものであります。</p> <p>つきましては、事情ご賢察のうえ、早期に整備が図られますよう、特段のご高配を賜われますようお願いいたします。</p>				

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 木質バイオマス発電用燃料材確保のための施策について</p> <p>要 旨 木質バイオマス発電に供する木材の収集・運搬費用等への助成制度の創設及びFIT制度による電力買取り価格の改定に向けた働きかけについて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 平成28年度に木質バイオマス発電施設が操業を開始できたことにつきましては、岩手県県北広域振興センターをはじめとした県当局のご協力によるものと深く感謝申し上げます。 この発電所の立地により、新たに直接雇用約20名が生まれたばかりか、林業事業者や製材事業者への波及効果も現れ始めたところであり、今後は発電所からの副産物の活用計画など、町産業への影響は計り知れないほどと考えております。 しかし、本町の発電所は年間約10万立方メートルの木材を燃料として使用する予定となっておりますが、近隣に大規模な類似の施設や合板等の製造施設の建設計画が発表され、青森や秋田など隣県からの収集が見込めないものとなるなど、安定的な木材収集が困難になると懸念されております。</p>	<p>県内では、木質バイオマス発電利用の増加等により木材需要が拡大傾向にあり、既存の製材工場等も含めた各施設が安定的に素材を調達してくためには、個々の施設への木材調達に対して助成することよりも、まずもって、県全体の素材生産量を拡大させる取組が重要と考えております。 このため県では、生産現場における高性能林業機械の導入や路網整備への支援、現場技能者の育成等による素材生産能力の向上に努めているほか、林地残材等の未利用材についても、燃料用としての有効利用を促進することとしており、引き続き、これらの取組を進めながら、素材の安定供給体制の構築を図ることとしています。(C) また、FIT制度に基づく買取価格については、国において調達価格等算定委員会の意見を尊重し、事業が効率的に行なわれた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められています。 県としては、こうした調達価格等算定委員会における議論の動向等を見ながら、必要に応じて国に要望するなど適切に対応していきます。(B)</p>	<p>県北広域 振興局</p>	<p>林務部、 経営企画 部</p>	<p>B, C</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>前述のとおり、発電所は今後の産業発展の中枢を担う施設であることから、町としても燃料となる木材の収集を促すために何らかの助成制度を検討すべきと考えましたが、伐採・収集範囲が広域にわたること、町財源が乏しいこと、放置残材活用のためのノウハウ等が不足していることなどに加え、伐採後の再生林に対する助成を含めた制度の方が良いと考えられるなど、制度の設計に苦慮しているのが実情です。</p> <p>加えて、FIT制度下での電力買取り価格が、24円/kWhと32円/kWhとに分類されていることも混乱を招いている要因であり、国産由来材については一律32円/kWhと改めることによって発電所の経営見通しが立てやすくなり、林業者等への好影響も期待できるものと考えております。</p> <p>つきましては、岩手県の大きな資源である森林の活用のためにも、燃料となる木材の収集に対する助成制度の創設及びFIT制度下での電力買取り価格の改定に向けた関係省庁への働きかけについて、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p>				

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算枠の拡大について</p> <p>要 旨 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算枠の拡大について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 当町では、本事業の活用によりレタス・トマト・りんどう・葉たばこ・畜産などの重点品目について、生産施設や生産管理用機械を整備し、栽培面積の拡大や労働時間の削減により、農家収入の確保、農家経営の安定を図り、産地確立に向けた積極的な取り組みを展開してまいりました。</p> <p>近年の当町における農業の状況は、生産者の高齢化の進行に伴い栽培面積を縮小する農家や廃作する農家もおりますが、一方では、規模拡大を志向する担い手農家もおり、意欲的な担い手に農地が集積される過程にあります。</p> <p>また、周年で農業所得を得るため、夏場にはレタス、葉たばこなどを栽培し、冬期間には菌床しいたけ、促成アスパラガス、みず菜などを栽培する作型に取り組む生産者が増加しており、特にみず菜は、施設整備にかかる初期投資が他の品目に比べ低額であることから注目されており、今後、生産が拡大する品目であると考えております。</p> <p>このような規模拡大を志向する農家や冬期間の栽培にも取り組む農家から、パイプハウスなどの生産施設やトラクターなどの生産管理用機械整備への支援要望が多く寄せられており、それらの要望に的確に応えることで、担い手農家を中心とした園芸産地の構築を図りたいと考えております。</p> <p>つきましては、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算枠の拡大による一層のご支援について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>本事業は、各地域で作成された「地域農業マスタープラン」の実現に向け、園芸、畜産等の中心経営体育成のために必要とする機械、施設の整備を支援しており、各地域からの事業実施要望も多い状況となっています。</p> <p>こうした地域の要望等を踏まえ、平成29年度のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業については、平成28年度から増額となる予算を確保したところです。</p> <p>今後も、担い手育成や産地拡大に向け必要となる、機械・施設の整備を行うことができる事業として、他の国庫補助事業も含めた予算の確保に努めて参ります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 県北地域における製造業への支援策について 要 旨 県北地域における製造業への支援策について、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 当町を含め県北地域の特に製造業の多くは、誘致企業として立地し国内でも主要な製造拠点となっているものの、地域内の他企業との連携が乏しい現状です。 例えば、製造過程において自社内で行えない業務を他社へ発注する場合、県北地域内の企業では賄うことができず、県内の他地域や県外へ発注している事例もあります。 そのため、他社と競合しかつ自社内で行えない業務が必要な製品にあっては、他地域企業への発注に時間を要し、納期までに時間がかかり、製品へ物流コストも上乘せされ、価格競争となった場合には不利であるばかりか、参入できない事例も見受けられます。 県におかれましては、自動車産業分野でのサプライチェーン構築に取り組んでおられますが、県北地域の製造業においても他地域との連携による供給能力の強化を図ることが地域の産業振興に繋がるものと見込んでおります。 また、企業誘致のため町の整備した一戸インター工業団地については、おかげさまで平成26年度に全区画分譲済みとなりましたので、現在新たな工業団地造成に向けて取り組みを進めております。 つきましては、県北地域内の企業の競争力を高めるため下記の支援策について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県北地域の企業集積が図られるまで、県北地域の企業が県内などの他地域に業務発注する場合に限り、物流コスト低減が図られる助成制度を創設すること。 2 工業団地造成の際に必要な農業振興地域に係る手続等を速やかに進められるようご指導いただきたいこと。 また、県北地域の諸事情に鑑み、造成に関する助成を講じること。</p>	<p>1 県では、地域の中核的企業と地場産業群が協働、連携してサプライチェーンの構築や新製品開発に取り組む「地域クラスター」の形成など、県内への産業連携・集積を促進しているところです。今回要望のありました助成制度の創設については、個別企業間の取引条件に係るものであるため、県としての直接的な支援は一般的には困難な側面もありますが、要望の趣旨も踏まえ、今後において物流の効率化やコスト低減に向けた調査研究等を検討していきます。 また、県では、企業の事業活動に要する資金については、商工観光振興資金や小口事業資金などに加え、県北地域の企業支援のため、利子負担の引き下げによる軽減措置を設けた中小企業成長応援資金制度も整備していることから、県北地域において積極的な活用が図られるよう、県として様々な機会を捉え周知していきます。</p> <p>2 農業振興地域整備計画の変更や農地転用許可等の必要な手続が適時適切に行われるよう、相談・助言等の支援を行っていきます。 県では、「工業団地整備事業費補助金」を設け、県北、沿岸地域等の市町村が工業団地整備事業を行うために借入れた資金に係る利子の支払に要する経費等に対して補助を行うこととしています。 また、工業団地整備には多額の費用を要することから、国に対して、地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援を行うよう要望しているところです。</p>	<p>県北広域 振興局</p>	<p>経営企画 部、農政 部</p>	<p>B</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 農業基盤整備事業の予算確保について 要 旨 事業採択された農業基盤整備事業の十分な予算確保について、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>内 容 平成21年度に採択されました、農業基盤整備事業（経営体育成型）につきましては、岩手県をはじめ関係者各位のご理解とご協力のもと、平成30年度の完成を目指して事業推進していただいているところです。 しかしながら、昨年度に引き続き、本年度予算もこれまでと同様にマイナスシーリングが継続されております。平成28年度の補正予算により、本年度の実質的な事業執行額は、対前年比134%となっているものの、次年度も事業進捗に大きく影響を及ぼすような予算配分がされてしまうと事業推進に大きな支障を来し、仮に完了年度がずれ込んだ場合、担い手農家の経営に悪影響が及ぶ恐れもあります。 また、平成25年度に採択を受けた農道上野線二期事業におきましても、同様のことが懸念されておりますが、予定通りに計画年度までに着実に完成することで、受益農家等の活性化に大きく結びつくことが期待されます。 つきましては、事情ご賢察のうえ、国に対し必要な予算確保を働きかけるとともに、県におかれましてもさらに事業の推進にあたられますよう、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>経営体育成基盤整備事業鳥海地区では、平成28年度までに整備された約30haで集落営農組織等による効率的な営農が行われており、平成29年度は昨年度措置された経済対策補正も活用し、約42haのほ場整備を実施中です。 また、農道整備事業上野2期地区は、農産物・生産資材輸送等の合理化による地域農業の振興と生活環境の改善に向け、平成29年度は約560mの測量設計業務等を実施中です。 国においては、平成30年度当初予算概算決定額と平成29年度補正予算を合わせて前年度を上回る額が確保されたところですが、このうち農道整備事業を対象とする農山漁村地域整備交付金については平成30年度当初予算概算決定額が前年度を下回っている状況です。 県では、これまで国に対して農業農村整備関係予算の確保と本県への配分等について要望しており、引き続き、国に強く働きかけていきます。</p>	<p>県北広域 振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 広域連携道路網の整備について</p> <p>(1) 一般県道一戸浄法寺線の早期改良整備及び排水対策について</p> <p>要 旨</p> <p>一般県道一戸浄法寺線の早期改良整備及び排水対策について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容</p> <p>一般県道一戸浄法寺線は、県北地域の中央部を東西に横断する当町と旧浄法寺町を結ぶ唯一の路線であり、相互の連携による人的・物的交流促進や産業振興など、県北地域の振興に極めて重要な路線であります。</p> <p>しかしながら、平成25年9月の台風18号により西法寺地区から古館平地区において本路線が冠水し、特にもIGRいわて銀河鉄道ボックス下での冠水により2日間通行止めになる等、これまでも当該箇所では大雨による冠水で交通に支障が出ております。</p> <p>この路線を生活路線として利用している地域住民は、日常の不便は勿論のこと、毎日交通事故の危険にさらされながら通行しており、排水対策の改善も含め一日も早く整備されることを強く望んでおります。</p> <p>つきましては、事情ご賢察のうえ、一層事業促進が図られますよう、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>一般県道一戸浄法寺線については、中里工区で平成25年度に事業着手したところであり、平成28年度は橋梁工事に着手しております。平成29年度は引き続き橋梁工事及び道路改良工事を進める予定です。今後とも、早期に事業効果が発現できるよう、整備推進に努めていきます。(B)</p> <p>西法寺から古館平間については、一戸都市計画道路上野西法寺線の整備後の状況を踏まえ、路線の機能や役割、町の発展計画や交通量等を考慮し、総合的に検討する必要があることから、早期の整備は難しい状況です。なお、排水対策にあたっては、側溝等の適切な維持管理を行うとともに、冠水が確認された際は、通行規制を実施するなどして安全を確保したうえで、速やかに排水対策を進め、早期に通行が確保できるよう努めていきます。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 広域連携道路網の整備について (2) 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について 要 旨 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 主要地方道一戸山形線は、県北地域の中央部を東西に横断しており、地域の文化、産業、観光路線として、当町はもとより県北地域の主要な路線であります。 県におかれましても、その重要性を認識され、道路整備につきましては、格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。 ご承知のとおりこの路線は、カーブ箇所が多いうえに幅員が狭く、特にも双畑地区及び来田地区は車両等のすれ違いも危険な状態であります。交通安全はもとより、地域住民にとっては生活路線としての不便は勿論のこと、地域経済発展にも大きな障害となっております。 つきましては、事情ご賢察のうえ、早期に改良整備が図られますよう、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一戸山形線の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 広域連携道路網の整備について (3) 主要地方道一戸葛巻線の早期改良整備について 要 旨 主要地方道一戸葛巻線の早期改良整備について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 主要地方道一戸葛巻線は、葛巻町から当町姉帯・小鳥谷地区を経て国道4号と接続し、陸中海岸、岩泉町方面と秋田、青森、八戸方面、東北新幹線二戸駅とを結び、観光や産業経済の交流にとって極めて重要な路線となっております。また、葛巻町田部地区の住民が県立一戸病院に通院するための唯一の連結道路であり「命の道路」となっております。</p> <p>県におかれましても、その重要性を認識され、道路整備につきましても、格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、この路線は屈折、狭隘、急峻な箇所が多く、特に、当町と葛巻町の境に位置する通称「奥通地区」は、非常に幅員が狭いため、大型車両のすれ違いが不可能な状況にあります。</p> <p>また、比較的平坦な小鳥谷寄りの「侍村地区」は、家屋が連担、密集しており、急カーブ区間が点在し見通しが悪く、車両はもとより、歩行者にとっても危険な状況であるうえ、平成14年1月、平成15年4月及び平成23年9月には土砂崩れが発生し、平成18年10月には道路が冠水しており、その度に一時通行止めとなるなど、大変危険な状況であることから、一日も早く整備されるよう強く望まれております。</p> <p>つきましては、事情ご賢察のうえ、早期に改良整備が図られますよう、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>主要地方道一戸葛巻線の奥通地区については、地形が急峻であり、改良整備に多額の事業費が見込まれることから、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> <p>当面は幅員狭小箇所において車両のすれ違いが円滑にできるよう、待避所の整備等を検討していきます。</p> <p>同線侍村地区については、急カーブ区間の対策も含め、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 県立一戸高等学校総合学科の充実を求めることについて</p> <p>要 旨 県北地域中学生の多様な進路希望をかなえるために、県立一戸高等学校総合学科の充実を求めることについて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 県立高等学校教育のあり方検討委員会の報告を受けて、岩手県教育委員会は「今後の高等学校教育の基本的方向（改訂案）」を示し、平成28年3月には「新たな県立高等学校再編計画」を策定しました。 新たな再編計画では、県立一戸高等学校は平成32年度に総合学科1学級減が計画されており、系列等の見直しや学科の在り方を検討することとしております。 中学卒業予定者が減少する中で、多くの専門学科開設が困難な二戸地区において、生徒の多様な進路希望をかなえるためには、多様な系列講座を開設できる総合学科を今以上に充実するしかないと考えます。これまで一戸高等学校は平成17年に総合学科高校へ改編の後、平成21年に地域内の学級数の調整を行う形で、4学級から3学級へと定数削減されました。その中でできる限り開設講座を削減しないよう対応し、生徒の多様性に対応するよう努力を続けてきました。今後さらに地域内の生徒数の減少が見込まれる中で、各学校や市町村が生徒の奪い合いをしていたのでは、本来かなえるべき普通科以外への多様な進路実現ができなくなるものと危惧しています。</p>	<p>1 一戸高校については、高等学校の教員定数を定める「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（標準法）」に基づいて定数を定めた上で、総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するために2名の加配を行っています。今後も、国の標準法に基づきながらも、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p> <p>また、平成28年3月に策定した新たな県立高等学校再編計画は、学校の規模を確保することによる教育の質の保証とともに、教育の機会の保障の観点も重視し、地域の高校を出来る限り存続すること等を柱としています。</p> <p>再編計画では、平成32年度に学級減することとしていますが、ブロック内の中学校卒業予定者数や、各校の定員充足状況等に大きな変化があった場合には、実施時期等の変更も検討することとしています。</p> <p>昨年度から再編計画を踏まえた一戸高校の総合学科のあり方について、地域との意見交換を重ねており、引き続き、学校の魅力づくり等について地域と連携して取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>		県北教育 事務所	B, C

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>一戸高等学校は、一戸町のみならず二戸地域に根ざした教育に積極的に取り組んでいます。また一戸町は一戸高等学校の特色・魅力ある学校づくりのために、生徒の海外派遣や、なぎなた選手の大会派遣、「華一（はないち）同好会」への補助をしています。さらに、卒業生の町内企業への就職支援のために、初年度の給料の一部補助を実施するなど支援協力しています。</p> <p>つきましては、県北地域の中学生の多様な進路実現のために、「新たな県立高等学校再編計画」の実施にあたり、以下のとおり要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県北地域の中学生の多様な進路実現のために、一戸高等学校総合学科を継続・充実させ、高校標準法によらない今以上の教員加配を行い、教員及び生徒の定数削減を行わないこと。</p> <p>2 路線バス等が未開通の地区や地域内で長距離通学生徒について、スクールバスの運行や通学費補助、寄宿舎の開設などを検討し、通学困難者をつくらないよう対処すること。</p> <p>3 青森県との隣接協定に一戸高等学校を加え、県外からの入学を可能にすること。</p>	<p>2 通学等に対する支援については、高校が義務教育ではないこと、生徒が通学手段も考慮して高校を選択していることや、公平性の観点からも、指摘のあったスクールバスの運行等の対応は困難と考えています。(C)</p> <p>3 現在、青森県との県境地域においては、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、隣接地域での高校への相互の入学を可能としています。協定の変更には、青森県内から一戸高校への入学希望者数を踏まえ、青森県教委と協議を行うことが必要となります。なお、仮に、一戸高校が同協定に加わった場合には、一戸町内から青森県の高校へ進学する可能性もあるため、慎重な検討が必要と考えています。(C)</p>			

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理について</p> <p>要 旨 放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物の処理について、焼却処理以外の処理方法等を示すとともに、当該処理等に要する経費について、財政支援くださるよう要望いたします。</p> <p>内 容 岩手県におかれましては、原子力発電所事故に起因する放射性物質に汚染された農林業系副産物処理について、当該市町村等の既存焼却処理施設等を活用して焼却処理を進めることを基本とし、市町村等に対して、処理の実施を要請しているところであります。</p> <p>二戸地域4市町村では唯一、当町のみが汚染された農林業系副産物（汚染牧草約582トン）を有していたことから、平成24年度に、県及び二戸地区関係市町村等の実務者レベルで焼却処理に向けた協議を重ねてきたところでありますが、各施設の老朽化による性能上の課題等、様々な課題が山積しており、処理の実施までには相当の期間を要することが想定されております。</p> <p>このような状況から、「岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業」により、汚染牧草約582トンを一時的に地中保管することとし、平成26年8月に工事を終えております。</p> <p>しかしながら、地域住民にはあくまでも暫定的な措置との理解の上で、一時保管場所の確保ができたものであるため、地中保管に使用した遮水シートの耐用年数が10年程度であることを踏まえ、県におかれましては、引き続き汚染牧草の最終処理についてご指導いただきますようお願いいたします。</p> <p>併せて、その最終処理に要する経費についても国並びに県の財政支援が講じられるよう、特段のご高配を賜わりますようお願いいたします。</p>	<p>県では平成24年度に放射性物質で汚染された牧草等の農林業系副産物について、既存焼却施設を活用して生活系ごみと混合焼却処理する方針を定め、二戸地域においても県が中心となり関係機関との調整を重ねてきました。</p> <p>しかし当該地域では、二戸市から市所有の最終処分場での処理が困難との申出もあったことから、事実上焼却処理が出来ない状況となっています。</p> <p>県としては、引き続き既存焼却施設を活用した処理を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も勘案しながら、早期処理に向けて技術的支援を行います。</p> <p>また、農林業系副産物の処理に要する経費に対する財政支援については、現在、環境省の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」により措置されていますが、農林業系汚染廃棄物の処理が完了するまで支援措置を継続するよう、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農政部、林務部、保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 1 再生可能エネルギー地産地消の推進について</p> <p>要 旨 再生可能エネルギー地産地消の推進について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>内 容 再生可能エネルギーによる発電事業は、地方創生の一翼を担うものとして、国を挙げて普及拡大が図られ、今後ますますの発展が期待されております。</p> <p>当町においても、風力や小水力、木質バイオマス、畜産バイオマスなどの地域資源を活かした取組みを進めており、エネルギーの地産地消を実現する素地が整いつつあります。当町に所在する特定規模発電事業者も平成28年4月の電力自由化を受けて、地元で発電した電力の一般家庭への販売を開始いたしました。</p> <p>岩手県におかれましては、平成30年1月に稼働を控えた高森高原風力発電所の建設事業に取り組むなど、町に賦存する再生可能エネルギーの有効活用にも多大なご尽力をいただいているところですが、今後の地産地消の推進にあたってはより一層の主導的な取組みを望むものです。</p> <p>例えば、エネルギーの地産地消の実現にあたっては、水素エネルギーへの変換利用も有望視されていることから、将来的な展望も見据えながら、高森高原風力発電所で生み出された電力を活用して積極的に実証に取り組まれますようお願い申し上げます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電事業を展開する民間企業からは様々な地域貢献を提案いただいているところであり、県企業局におかれましても立地市町村の住民に対する還元策の検討について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>県では、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、再生可能エネルギーによる電力自給率を高めることを目標としており、自立・分散型エネルギー供給システムの構築を目指す市町村等に対しては、計画策定等に係る経費の支援や、先進事例の情報提供を行っているところです。(B)</p> <p>水素の利活用については、全国第2位の再生可能エネルギーのポテンシャルがあるとされる本県において、これら再生可能エネルギーを最大限に導入・活用するための手段の一つと考えられることから、県では地域特性を活かした水素の利活用モデル検討のため調査研究を行っているところであり、企業局でも関連部局と連携しながら、当該調査研究に取り組んでおります。</p> <p>ご要望いただきました高森高原風力発電所は、既に東北電力㈱と発電した電力の全量を受給する契約を締結済みであり、契約期間である20年間は、水素の利活用に伴う実証を含め地産地消への取り組みは困難な状況にあります。</p> <p>なお、水素の利活用につきましては、現在行われている調査研究の結果等を踏まえつつ、技術動向や採算性などを注視しながら、引き続き関連部局と連携し検討して参ります。</p> <p>また、再生可能エネルギーの地産地消の推進につきまして、今後、既存水力発電所において、売電先も含めた売電方法の見直しを検討する予定としており、新たな地産地消の取り組みについても研究して参ります。(C)</p> <p>地域貢献に関しては、風車の観光資源としての効果に加え、環境エネルギー教育の場として適していると考えられることから、展望スペースを設置するなど、見学者対応や環境学習について、可能な限り実施していきたいと考えておりますので、これまでと同様、貴町と協議しながら進めてまいります。その他、災害時用の電源供給設備の設置や国有資産等所在市町村交付金の交付を予定しております。(A)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A, B, C</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 2 障害福祉サービス受給者の住所地特例制度の改善について</p> <p>要 旨 障がい者の地域移行や介護保険制度への移行後でも、住所地特例制度が適用されるよう要望いたします。</p> <p>内 容 障害福祉サービス及び介護保険サービスは、原則としてサービス受給者が居住している市区町村が援護の実施者や保険者となることとされております。 しかしながら、サービス受給者が利用している施設が所在する市区町村を一律に援護実施者及び保険者としてしまうと、特にも施設等が集中している市区町村のサービス給付費が増加してしまうことから、財政上の不均衡を是正する住所地特例制度が設けられております。 近年、国の政策により、病院の退院促進や障がい者の地域移行が進んでおりますが、障がい者が一旦生活の場を施設から地域へ移した後に、再度障害福祉サービスの支援が必要になった場合や障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した場合には、住所地特例制度は適用されなくなり、援護の実施者も出身市町村から居住市区町村へ移行するケースが増えており、結局施設等が集中している市町村の給付費が増加することになります。 当町の給付費は、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行となった平成18年には260,000千円だったものが、平成28年度には約2倍の537,000千円まで増加（このうち1/4が町費）しており、このような状況が続けば、さらに居住市区町村の財政を逼迫することになります。 障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用者に適切な支援を推進していくと同時に市町村間における財政上の不均衡が生じないように、また、出身市町村が支援を継続していけるよう、国に対して現行制度の見直しを図るよう強く要望するなど、特段のご高配を賜われますようお願いいたします。</p>	<p>介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについては、全国知事会が行っている国への提案活動を通じて、当該課題の改善を求めてきた結果、先般成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合、条件に合致した者は障害者支援施設等に入所する前に居住していた市町村が費用を負担する等の保険者の見直しが行われましたので、適切に運用されるよう周知に努めます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 3 介護保険適用除外施設における入所者の介護認定について</p> <p>要 旨 高齢障がい者が、介護保険適用除外施設に入所中であっても要介護認定申請が受けられるよう要望いたします。</p> <p>内 容 当町にあります「中山の園」が介護保険適用除外施設となっております。 平成29年4月1日現在、中山の園の施設入所支援サービスの利用状況は、利用者数が182人、平均年齢が57.1才、障害支援区分が平均5.2（介護度でいうと介護4か介護5のレベル）という状況であります。 利用者のうち障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な65才以上の利用者は44名おりますが、現在の介護保険制度では、介護保険適用除外施設に入所中で、介護保険施設への転所が必要になったとしても介護保険法施行規則第11条第1項の規定により、介護保険の被保険者資格を有しないために要介護認定申請をすることができない状況であります。</p>	<p>地域共生社会の実現に向けては、今般の法改正においても、介護保険及び障がい福祉の双方の制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられ、また、介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しが行われたところです。 ついては、その前提となる指定障害者支援施設等入所者に係る要介護認定が円滑に行われるよう、平成27年2月の厚労省事務連絡の内容を再度周知し、高齢障がい者が切れ目なく介護サービスを受けられるよう努めます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A</p>

一戸町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>このような状況に対し、厚労省からの平成27年2月18日付け事務連絡の中で、介護保険適用除外施設入所者の要介護認定等については、「介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。」とあり、これにより介護保険適用除外施設の退所日前から要介護認定申請することも可能となっているとのことですが、現実には、介護保険適用除外施設からの退所先となる介護老人福祉施設等への入所の前提となる要介護認定申請ができないため退所先を決められないという実態があり、県内では介護保険適用除外施設入所者の退所日前における各介護保険者の要介護認定が未だに進んでいない状況です。</p> <p>つきましては、事情ご賢察の上、障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則に則って、65才以上の障がい者が介護保険サービス事業所において、円滑に適切な支援が受けられるよう、国に対して現行制度の見直し、若しくは、市町村へより具体的な運用の通知をしていただくよう要望するなど、特段のご高配を賜われますようお願いいたします。</p>				